施策案の公表　　様式１

「御殿場市第８期障害福祉計画及び第４期障害児福祉計画(案)」に対する意見を募集します。

担当課のコメント

１　策定案の趣旨、目的、背景

障害者等が地域で自立した生活を送るためには、障害福祉サービス等を充実させ、障害者の生活基盤を整備することが必要となります。そのため、障害者総合支援法の第 88 条第１項において、障害者福祉サービスの確保に関する計画である「障害福祉計画」の策定を、児童福祉法第 33 条の 20 において「障害児福祉計画」を策定することがそれぞれ定められています。 現在策定されている御殿場市第７期障害福祉計画及び第３期障害児福祉計画は令和５年から令和８年度までの計画となっており、今年度をもって終了となることから、令和９年度から令和１１年度までの３年間の「御殿場市第８期障害福祉計画及び第４期障害児福祉計画（案)」（次期計画）を策定するものです。

資料	・御殿場市第８期障害福祉計画及び第４期障害児福祉計画（案）

２　その他関係資料

・なし

３　意見の提出について

意見募集期間	令和８年１１月２６日　　～　令和８年１２月１０日
資料公表先	①　市ホームページへ掲載 ②　市役所東館１階社会福祉課での閲覧 ③　市役所本庁舎１階　情報公開コーナーでの閲覧 ④　市役所各支所での閲覧
意見等が提出できる方	①　市内に住所、事務所又は事業所を有する方 ②　市内に通勤、通学する方 ③　市に対して納税を負う方 ④　本事案に利害関係を有する方
意見等の提出方法	意見書に住所、氏名（法人、団体等の場合には名称、代表者の氏名）連絡先及び計画、策定案に対するご意見を記載し、下記へ直接持参するか、郵送、FAX、電子メールのいずれかの方法で提出してください。意見書は、備え付けの意見書又は記載事項を記入した任意の様式でも結構です。 ※　障害等の理由による配慮が必要な場合を除き、電話などの口頭による意見の提出は受け付けません。

	※　住所、氏名、連絡先が未記入の場合には、ご意見として受付けられません。
意見の取扱い	提出していただいたご意見は、当該案の検討にあたり参考とさせていただき、ご意見に対する市の考え方を（市ホームページ、社会福祉課）で公表します。 公表にあたっては、ご意見等をいただいた方の個人情報を除いて、ご意見の概要を公表させていただきます。なお、ご意見に対する個別の回答は行いませんので、あらかじめご了承ください。
今後の予定	皆様からいただいたご意見を含め検討し、検討した結果を令和９年３月までに策定します。
意見等の送り先 問い合わせ	御殿場市健康福祉部社会福祉課 所在地：〒４１２－８６０１ TEL：０５５０－８２－４２３８ FAX：０５５０－８４－１０４６ メールアドレス：fukushi@city.gotemba.lg.jp